

税金特集

8

企業派遣留学生や
研修生の税務

KPMG 米国グローバルジャパニーズ
プラクティス パートナー

米国外の企業から派遣されてF、J、MやQなどのビザを持って米国のMBAコースや専門のコースを勉強する方や、研究所や現地の職場で研修をされる方がいます。企業派遣留学生や研修生の中で、勉強や研究で短期的に米国に滞在する人は免税だと聞いたから何もしなくて大丈夫と考え、免税の恩恵を受けるにはIRSに特定の報告書を提出しなければなりません。留学や研修を有意義なものにするために税金の手続きでやるべきことはきちんと済ませておきたいものです。今週は見逃されがちで報告義務を怠った場合に多額の追徴が発生する可能性のある企業派遣留学生や研修生の税務について説明します。

F、J、MやQなどの特殊なビザを保持している留学生や研修生には、非居住者身分と非課税扱いの2つの優遇税制が設けられています。

▽非居住者
本シリーズ第5号で説明したように、米国税法上、永住権を保有していない外国人は実質的滞在条件テストによって米国居住者になるかを判定します。実質的滞在条件テストは、対象の年の米国滞在日数が31日以上あり、その年の滞在日数、前年の滞在日数の3分の1、および前々年の滞在日数の6分の1の合計が183日以上あるかどうかで判定します。しかしF、J、MやQビザの保有者はこの規則の適用が免除されており、たとえ1年中米国に滞在していたとしても非居住者となります。但し

この例外規定には年数制限があります。Fビザ保有の企業派遣留学生の場合には基本5年までとなっており、研修生ビザの場合も非居住者の身分は基本過去6年間のうち2年間までとなつていますが、研修生の給与や諸手当が全額米国外の企業による負担となつて非居住者の取り扱いが認められます。

非居住者となることで、日本などで発生した米国外の利子、配当、不動産所得などの個人所得を報告する必要がなくなります。また米国の銀行預金からの利子が免税となります。米国の銀行預金からの利子を免税にするためには、金融機関に様式W8 BENを提出して非居住者申請をする必要があります。さらに、非居住者になることで外国金融口座報告書の報告も免除されます。

▽非課税
企業派遣留学生や研修生は、派遣されている方が米国外の雇用主の従業員であり、かつ、支払われる給与や手当が全て米国外の雇用主負担であることを条件に、米国外で支払われる、または米国外から送金される給与や諸手当を非課税とすることができ、米国の子会社などが給与を一旦立て替えて米ドルで支払っていたとしても、付け替えて最終の給与負担が米国外の派遣元企業となる場合は、この非課税の取り扱いを適用することができます。

▽報告書
これらの恩恵を受けるためには報告書の様式8843 (Statement for exempt



須田洋平

「invidias」を申告書と同じ期日までにIRSに提出します。この様式は基本的な情報入力をするのみでよく、氏名、ソーシャル・セキュリティ番号(番号を保有していない場合は「NRA」と記載)、留学・研修先のプログラム名、プログラム長の名前と連絡先住所、過去の滞在日数やビザ状況などの情報を記入することになります。日本での所得は日本の本社が全額負担をしていれば免税となりますが、米国の子会社が負担している金額や、プラクティカル・トレーニングで得た所得などは米国税所得として米国で課税されます。課税扱いの米国税所得がある場合は

非居住者の申告様式である1042-BRを使用して税金を計算し、様式8843と一緒にIRSに提出することになります。米国で学業や研修以外で発生する所得はない場合は様式8843の提出だけで済みます。簡単な作業となります。

※上記記事は、財務省通牒2007-1037条(e)(2)規定上の書面による税務アドバイスのための基準を満たすためのものではありません。また記事中の情報はすべて一般的なものであり、特定の個人もしくは事業体の状況への適用を意図したものではありません。現在施行されている税法に沿って書かれています。今後変更される可能性があります。各個人は特定事項が発生した場合に、上記内容をそのまま適用するのではなく、実状に基づき専門家のアドバイスを受けるようにしてください。また記事中の見解や意見は著者個人のものであり、必ずしもKPMG LLPのものではありません。

マイアミ視察参加者を募集

ジェトロ・アトランタ事務所が企画

ジェトロは、南東部最大級のスタートアップエコシステムが形成されている米国フロリダ州マイアミにおいて、日本企業が自社の技術ニーズや協業テーマを米国のスタートアップやベンチャーキャピタルに直接発信し、新たな協業創出につなげることを目的に、南東部最大のイノベーション・イベントであるeMerge Americasへのミッション派遣を実施する。

マイアミは、世界有数の有望スタートアップ都市として急成長しており、Startup Genomeの「Global Startup Ecosystem Report 2025」では世界22位・米国10位にランクされています。

■日時：4月22日(水曜) 18時30分～21時00分
■会場：マイアミ・コンベンションセンター
■参加費：無料
■定員：10名(先着順、最少催行人数：3名)
■申込締切：3月26日(木曜) 23時59分(米国東部時間)
■問い合わせ先：ジェトロ・アトランタ事務所(担当：檀野) 電話 404-658-0900、Eメール AMA@jetrogo.jp

稲盛和夫経営道場

45



稲盛和夫 Inamori Kazuo
1932年-2022年 鹿児島市生まれ。1959年4月、京都セラミック株式会社(現京セラ)を設立。2005年からは名誉会長。また1984年、第二電電企画株式会社を設立。2000年10月、DDI(第二電電)、KDD、IDOの合併によりKDDI株式会社を設立。2001年6月より最高顧問。2010年2月、日本航空会長に就任。2015年4月に名誉顧問。一方、1983年から2019年末まで、ボランティアで、14,938人の経営者が集まる経営塾「盛和塾」の塾長として、経営者の育成に心血を注いだ。1984年には私財を投じ稲盛財団を設立。同時に国際賞「京都賞」を創設し、毎年、人類社会の進歩発展に功績のあった方々を顕彰。

素直な心とは、自分自身のいたるべき道を認め、そこから努力するという謙虚な姿勢のことです。素直な心をもつ

きれいな心で描く願望であつても、それが私利私欲なれば、すばらしい成功は望めません。強い願望で描く願望や情熱がきれいな

素直な心とは、自分自身のいたるべき道を認め、そこから努力するという謙虚な姿勢のことです。素直な心をもつ

きれいな心で描く願望であつても、それが私利私欲なれば、すばらしい成功は望めません。強い願望で描く願望や情熱がきれいな

世界幸福度ランキング
英語圏で若者の幸福度が低下

フィンランド9年連続で1位
米国 23 位
日本は 61 位

レポート(世界幸福度報告)を公表し、フィンランドが9年連続で1位の座を維持した。同センターは世論調査企業ギャラップと国連の持続可能な開発ソリューション・ネットワークと提携し、140か国とそのほかの地域に住む約10万人を対象に生活に関するアンケート調査を行い、社会的支援、人当たりのGDP、自由度などの14項目で評価した。以下上位10位は2位アイスランド、3位デンマーク、4位コスタリカ、5位スウェーデン、6位ノルウェー、7位オランダ、8位イスラエル、9位ルクセンブルク、10位スイス。2023年度

価値ある会計監査と税務を提供しています

監査、レビュー、コンピレーション 日米進出の助言
日米国際税務の助言と申告書の作成 会計システムの構築
JSOX対応アドバイザー 個人税務サービス
移転価格コンサルティング

ロサンゼルス事務所 424-246-2000 Fax: 424-246-2005
970 W. 190th Street, Suite 900, Torrance, CA 90502
ニューヨーク事務所 646-589-8000 Fax: 646-589-8005
666 Third Avenue, Suite 2501, New York, NY 10017
インディアナポリス事務所 463-800-6150 Fax: 463-800-6107
3925 River Crossing Parkway, Suite 100, Indianapolis, IN 46240
シカゴ事務所 224-955-3400 Fax: 224-955-3401
1901 N. Roselle Road, Suite 800, Schaumburg, IL 60195
サンノゼ事務所 424-246-2000 Fax: 424-246-2005
2033 Gateway Place, Suite 500 (#562), San Jose, CA 95110
東京事務所 +81-3-6435-6596 Fax: +81-3-6435-6598
〒105-0012 東京都港区芝大門2-12-10 T&G浜松町ビル6階
メキシコシティ事務所 +52-55-5203-5034 Fax: +52-55-5203-5035
Presa de la Angostura #23 PB, Colonia Irrigacion 11500 Mexico, D. F.
イラプアト事務所 +52-462-104-5003 Fax: +52-462-104-5004
Del Bosque 323, Las Reynas, 36660 Irapuato, Guanajuato

お問い合わせは
Email: info@HLS-Global.com
Web: www. HLS-Global.com

HLS Global Hotta Liesenberg Saito
Accountants and Business Advisors

加藤恵子 Law Office of Keiko Kato 法律事務所

●移民法 [E、H、I、L、Oなどの各種ビザ及び永住権]
●会社法 [会社設立、運営、NPO設立含]
●芸術に関する法 [著作権、契約]

当事務所では、クライアントの立場にたち、それぞれのケースに合わせた的確なアドバイスとビザ取得のお手伝いを致します。特に、O-1ビザについては、過去5年間で約500件を超える申請のお手伝い、並びに取得の実績を誇っています。

Phone: 1. 212.251.0011
Fax: 1.212.541.3944
E-mail: kkatonyc@earthlink.net
1177 Avenue of the Americas,
FL 05, STE 5032, NY, NY 10036